

いでは文化記念館使用料等の減免に関する要綱

(目的)

- 1 この要綱は、いでは文化記念館設置及び管理に関する条例施行規則(平成10年規則第11号。以下規則という。)第8条・第12条の規定に基づき、いでは文化記念館の入館料・使用料の減免、並びに飲酒に関する事項を定めることを目的とする。

(入館料の減免)

- 2 入館料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。
 - (1) 町民が「入館切手」を提示し、入館するとき(平成19年3月31日まで) 全額免除
 - (2) 教育課程に基づく教育活動として市の児童、生徒及びこれらの引率者が入館するとき 全額免除
 - (3) 市が受け入れた視察団等が入館するとき 全額免除
 - (4) 宿坊関係者の引率により入館するとき 個人の額の5割に減額
 - (5) 障がい者手帳を提示して入館するとき 個人の額の5割に減額
 - (6) いでは文化記念館が主催する事業で企画展示等の観覧学習と一体的になす講演会・シンポジウム等に参加するとき 個人の額の5割に減額
 - (7) 旅行業法に規定する旅行業を営む者の斡旋により入館しようとするとき 1.5割まで減額
 - (8) 県、広域、市、観光協会等が行う観光キャンペーン期間中の観光客及び庄内コンベンションビューローなどが誘致する大会期間中の参加者が観覧するとき 団体料金までの減額
 - (9) 団体で50名を超えるとき 団体料金より50円を減額

(施設使用料の減免)

- 3 施設使用料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。
 - (1) 教育課程に基づく市の教育活動として使用するとき 全額免除
 - (2) 本市又は教育委員会が主催又は共催する事業で使用するとき 全額免除
 - (3) 本市又は教育委員会が実行委員会として参画する事業で使用するとき 全額免除

(企画展示室使用料の減免)

- 4 施設使用料の減免の対象及び減免する割合は、次のとおりとする。
 - (1) 本市に在住する個人又は本市出身者のとき 全額免除
 - (2) 本市に在住する者が2分の1以上の組織又はグループのとき 全額免除

(飲酒制限の例外)

- 5 飲酒制限の例外は次のとおりとする。この場合の飲酒の場所は、レクチャーホールのみとする。
 - (1) 本市又は教育委員会が主催又は共催する事業で、管理運営上支障ないと認められるとき。
 - (2) 本市又は教育委員会が実行委員会として参画する事業で、管理運営上支障ないと認められるとき。
 - (3) 市、県、広域、観光協会等が誘致する大会等で、管理運営上支障ないと認められるとき。

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

平成13年4月1日 一部改正 平成18年3月31日 一部改正